

宇和島地区広域事務組合告示第9号

会計管理者の権限に属する事務の一部委任について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をして会計管理者の権限の属する事務のうち、次表左欄に掲げるものについては、当該表右欄に掲げる分任出納員に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

令和3年11月3日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

委任の対象となった事務	委任を受けた者
湯乃香荘に属する現金の収納に関する事	吉見典子